

平成 28 年度食品、添加物等の夏期一斉取締り等実施結果について

1 夏期一斉取締り

夏期に多発する食中毒等、食品による事故を防止するとともに、積極的に食品衛生を確保することを目的として、県内の食品等営業者に対する一斉監視等を行いました。

(1) 実施機関 平成 28 年 7 月 1 日～8 月 31 日

(2) 重点監視指導事項

- ア カンピロバクター、腸管出血性大腸菌等による食中毒防止対策
- イ 生食用食肉等を取扱う施設等に対する監視指導
- ウ 食品等事業者へ HACCP に基づく衛生管理の導入を推進するための普及啓発
- エ 業務用加工食品の表示適正化に係る指導
- オ 期限表示、アレルギーに関する表示等に係る監視指導

【立入検査結果】

延べ 3,971 施設に対して立入検査を実施しました。

食品衛生法等の違反は 2 施設あり、無許可営業 1 施設、腐敗・変敗弁当販売 1 施設でした。これらに対する措置として、前者に対しては営業中止を指導、後者に対しては衛生改善指導を行いました。

業種		監視指導 延施設数	違反 施設数	違反の内容
食 品 衛 生 法 の 許 可 を 要 す る 業 種	飲食店営業	1025	2	無許可営業1件、腐敗変敗弁当販売1件
	菓子製造業	183		
	乳処理業	14		
	乳製品製造業	13		
	集乳業	2		
	魚介類販売業	217		
	魚介類せり売り営業	4		
	食品の冷凍または冷蔵業	18		
	かん詰またはびん詰食品製造業	24		
	喫茶店営業	93		
	あん類製造業	8		
	アイスクリーム類製造業	59		
	乳類販売業	277		
	食肉処理業	7		
	食肉販売業	216		
	食肉製品製造業	6		
	乳酸菌飲料製造業	8		
	食用油脂製造業	2		
	みそ製造業	10		
	醤油製造業	2		
	ソース類製造業	7		
	酒類製造業	1		
	豆腐製造業	7		
納豆製造業	2			
めん類製造業	39			
そうざい製造業	62			
添加物(規格あり)製造業	5			
清涼飲料水製造業	21			
氷雪販売業	4			
小 計		2,336	2	
食 品 衛 生 法 の 許 可 を 要 し な い 業 種	給食施設	35	0	
	食品製造業	160		
	野菜果物販売業	195		
	そうざい販売業	229		
	菓子販売業	250		
	食品販売業	446		
	添加物の販売業	155		
	器具・容器包装、おもちゃの 製造業又は販売業	165		
	小 計	1,635		
合 計		3,971	2	

【収去検査結果】

食品の検査は、544 検体を対象に規格基準等の検査を行いました。
検査の結果、違反は1件（規格基準違反）でした。

品目	検体数			違反件数	違反の内容		
	国産	輸入	合計				
魚介類	30	3	33	1	大腸菌群陽性(成分規格違反)		
食肉製品及び食肉加工品	7		7				
卵及びその加工品	13		13				
乳	122		122				
乳製品及び乳類加工品	24		24				
アイスクリーム類・氷菓	28		28				
めん類	57		57				
菓子類	22		22				
生鮮野菜及び果物	15	3	18				
野菜果物乾燥品及び加工品	15		15				
漬物	88		88				
(上記以外の)野菜・果物の加工品	5		5				
そうざい及びその半製品	41		41				
弁当	25		25				
その他の食品	46		46				
合計	538	6	544			1	

2 食品衛生月間

県民が健康で安心な食生活を営むことができるよう、8月を食品衛生月間として、食品等事業者及び消費者に対し、食品衛生思想の普及・啓発を図るとともに、食品の安全性に関する情報提供を行いました。

実施事項及び内容	実施回数	参加人数	備考
1 営業者及び消費者に対する講習会等			
(1) 食品等営業者	7	414	
(2) 給食施設	3	235	
(3) 消費者	2	84	
(4) その他の衛生講習会	1	25	
2 広報紙掲載による広報活動 (市町等広報誌への掲載)	13		
3 食品衛生指導員による巡回指導	141	1049	
4 その他			
(1)巡回指導及び保健所等の窓口におけるパンフレット等の配布			
(2)ポスターの掲示			
(3)メールマガジンによる広報			
(4)ホームページによる食中毒予防の啓発			
(5)県庁舎エレベーター内液晶モニターにおける広報			
(6)農政、消費者行政部局との合同表示監視			
(7)道の駅でのリーフレット等の配布			